

自動販売機設置事業者募集要項

北海道では、下記物件に設置する飲料用自動販売機の設置事業者を募集します。

この募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の事項をご承知のうえ、お申し込みください。

1 募集する物件

(1) 契約の目的の名称

飲料用自動販売機の設置に係る建物質貸借契約

(2) 物件の名称

次の物件番号ごとに募集します。

物件番号	建物名称	所在及び地番	貸付箇所	面積	台数
領対1	北方四島交流センター	根室市穂香110番9	1階自動販売機 設置コーナー	0.9㎡ (幅1.0m×奥行0.9m)	1台

(3) 貸付期間

平成30年4月1日から平成33年3月31日までとします。

更新はありません。

(4) 貸付料

見積もった価格とします。

(5) 貸付物件の仕様等

別添仕様書のとおりです。

2 応募資格要件

次の要件を全て満たす法人又は個人に限り応募することができます。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の4第1項に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。

(2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を排除されている者でないこと。

(4) 次に掲げる税を滞納している者でないこと。

ア 道税（個人の道民税及び地方消費税を除く。以下同じ。）

イ 本店が所在する都府県の事業税（道税の納税義務がある者を除く。）

ウ 消費税及び地方消費税

(5) 法人にあつては北海道内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあつては北海道内で事業を営んでいること。

(6) 自動販売機の設置業務において、過去3年間に2年以上の管理・運営実績を有していること。

3 応募申込手続

(1) 資格を証する書類の提出

この募集に参加を希望される方は、応募資格要件を全て満たしているか審査を行うため、見積合わせ参加資格審査申請書（兼参加申込書）及び資格を証する関係書類を提出していただきます。

① 申請期間

平成30年2月1日から平成30年2月16日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日 午前8時45分から午後5時30分まで ※郵送の場合は、提出期限必着とします。

② 提出方法

持参又は郵送により提出してください。

③ 提出先

ア 提出先の名称 北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課運動推進グループ

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西6丁目（北海道本庁舎 5階）

④ 提出書類

提出書類（各1部）	法人	個人	備考
見積合わせ参加資格審査申請書(兼参加申込書)	○	○	
法人登記簿謄本又は登記事項証明書（写し可）	○		法務局発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
身分証明書(原本)		○	代表者の本籍地の市区町村発行のもので、発行後3ヵ月以内のもの
道税（道が賦課徴収するものに限る）に滞納がないことの証明書 ※1	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
本店が所在する都府県の事業税（道税の納付義務がある場合を除く。）に滞納がないことの証明書 ※2	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
消費税及び地方消費税に未納がないことの証明書 ※3	○	○	発行後3ヵ月以内のもの。
自販機設置実績を証明する書類（任意様式）	○	○	
許認可等を証する書類	○	○	許認可等を要する場合に限る。
暴力団員又は暴力団事業者に該当しない者であることの誓約書	○	○	
委任状	○	○	代理で申込みを行う場合に限る。

（注）提出書類のうち、「※1」及び「※2」、「※3」については、申請先が1箇所の場合は、申請先へ原本を提出していただきますが、先に北海道総務部総務課ファシリティマネジメントグループでの募集に参加して原本を提出している場合は、同一の証明書の写しであり、かつ、発行日が当本部への提出より3ヵ月以内のものに限り、写しの添付による提出で構いません。

⑤ 審査結果

審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知します。

(2) 見積書の提出

応募資格を全て満たしていると認められる事業者は、見積書を提出していただきます。

① 提出期間

平成30年2月26日から平成30年3月6日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日 午前8時45分から午後5時30分まで ※郵送の場合は、提出期限必着とします。

② 提出方法

持参又は郵送

③ 提出先

3の(1)③に同じ。

④ 見積書記載金額

見積書に記載する金額は、契約期間中の貸付料の総額を記載することとし、消費税及び地方消費税相当額を含めた額としてください。

※消費税及び地方消費税に関する部分は、建物質貸借の場合に使用する。

4 設置事業者の決定

(1) 決定方法

① 有効な見積書を提出した者であって、北海道が定めた予定価格以上で、最高の価格をもって見積もった者を契約の相手方とします。

② 契約の相手方となるべき価格で見積書を提出した者が2人以上いる場合は、くじ引きにより契約の相手方を決定します。

なお、くじ引きを行う場合において、くじを引かない者があるときは、当該契約事務に関係のない職員にくじを引かせます。

(2) 契約書の作成

設置事業者に決定した者は、北海道と自動販売機の設置に係る建物質貸借契約を締結します。

(3) 契約保証金

契約を締結する者は、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこ

れに代える国債、地方債その他知事が確実と認める担保を提供してください。

ただし、北海道財務規則第171条の定めるところにより契約保証金の納付を免除された者は、この限りではありません。

(4) 連帯保証人

連帯保証人を必要とします。

5 その他

(1) 見積合わせにおいて、2に規定する資格を有しない者のした見積書の提出及びこの要項に定める募集に関する条件に違反した見積書の提出は、無効とします。

(2) 見積書提出者と契約の締結を行わない場合

見積書提出者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講じることとされた場合は、当該見積書提出者とは契約の締結を行いません。

(3) その他

この募集要項のほか、見積心得その他関係法令の規定を承知してください。

6 参考データ

物件番号	建物名称	所在及び地番	在勤者数	来庁者数	平均売上本数
領対1	北方四島交流センター	根室市穂香110番9	9人	35,456人	2,882本

※1 在勤者数：平成30年1月1日現在

※2 来庁者数：平成28年度実績

※3 平均売上本数：平成27年度(3,212本)及び平成28年度(2,552本)の平均年間売上本数

7 募集に関する問い合わせ先

北海道総務部北方領土対策本部北方領土対策課運動推進グループ

T E L : 011-204-5069

F A X : 011-232-1780

E-mail : ryodo.kikakuc@pref.hokkaido.lg.jp